

様式1 厚木市報道資料 (制度、その他一般等)		発信日 令和3年10月21日
1	件名	四つの経済支援策
2	概要	<p>緊急事態宣言の解除を機に、コロナ禍で落ち込んだ市内経済を活性化させるため、中小企業への経営支援と、特に大きな影響を受けた飲食・観光業の消費喚起を促す支援を併せて展開する。</p> <p>(1) あつぎ中小企業応援交付金(第5弾) 【2億5,750万円】 (2) あつぎ飲食店応援電子商品券事業 【1億8,500万円】 (3) 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金 【333万3千円】 (4) 観光復興支援事業交付金 【6,500万円】</p> <p>※詳細は、別添概要のとおり</p>
3	目的	中小企業をはじめ、飲食・観光業を支援し、一日も早い地域経済の回復を目指す。
4	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の交付金は、令和2年度から実施し、今回で5回目となる(総額25億7,950万円) ・ (2)電子商品券は、1セット5,000円分を3,000円で販売(2,000円のプレミアム=66.7%)、1人5セット(25,000円分)まで購入できる(合計7万セット販売) ・ (3)の補助金は、県の補助制度(補助率3/4)に、商店街の持ち出し分1/4を市が上乗せ補助するもの。 ・ (4)の交付金は、市内宿泊施設利用者に観光協会会員店舗で利用できる1,000円のクーポンを進呈(計5万枚)。 <p>★ 今回を含め、厚木市が実施した経済支援額は34億4,063万1千円にのぼる。</p>
5	予算	510,833,000円
6	添付資料	事業概要
7	問合せ先	(1)産業振興課・中村課長 046-225-2830 (2)(3)商業にぎわい課・能條課長 046-225-2840 (4)観光振興課・内田課長 046-225-2820

四つの経済支援策

5億1,083万3千円

1 あつぎ中小企業応援交付金第5弾

2億5,750万円

8・9月の売上が15%減した中小企業者等に10万円を支援

2 あつぎ飲食店応援電子商品券事業

1億8,500万円

飲食店で使える66.7%と高いプレミアム率の電子商品券を7万セット販売

3 新 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金

333万3千円

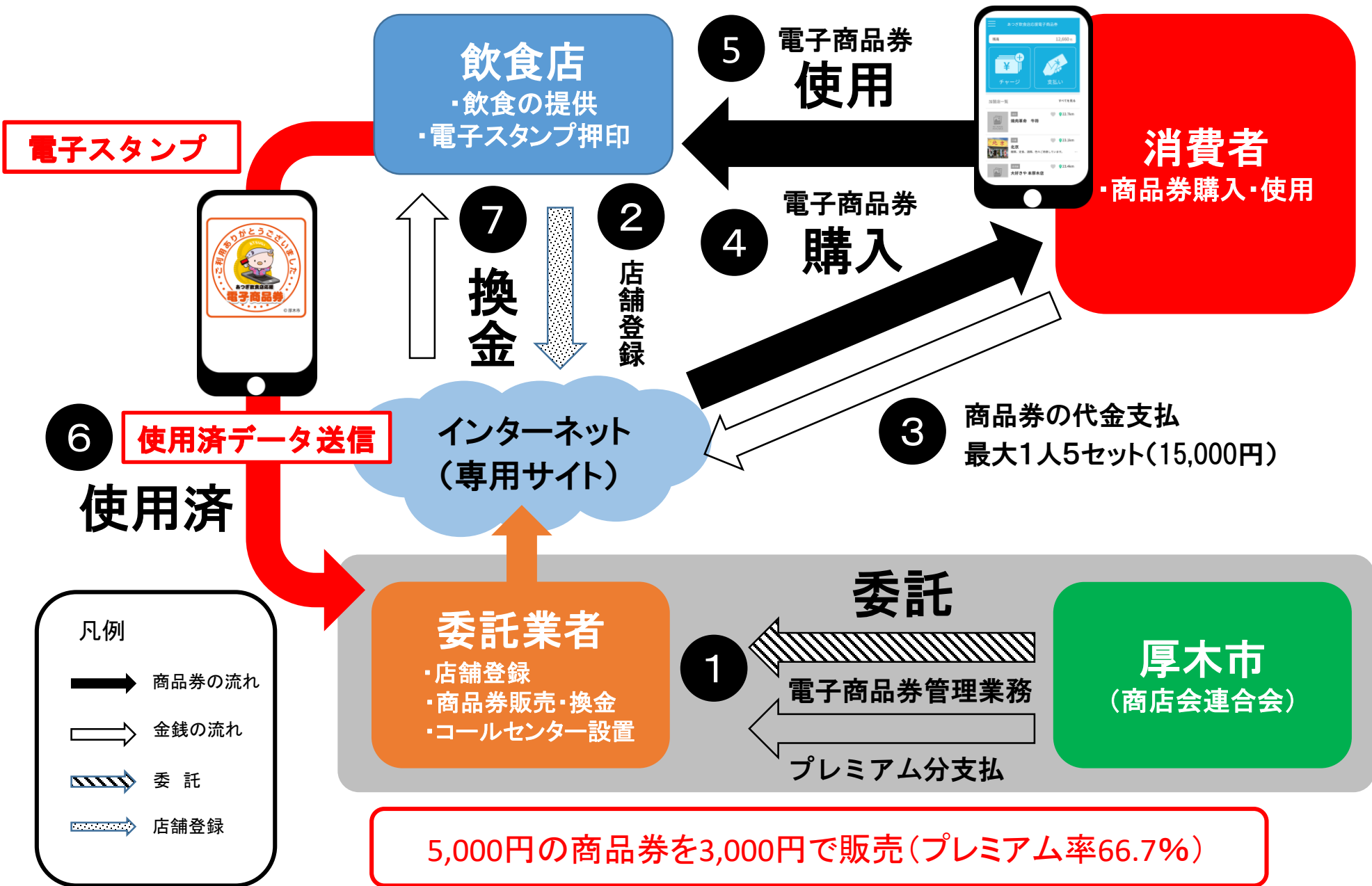
商品券を発行する商店会に、県補助金の上乗せして、実施を後押し

4 観光復興支援事業交付金

6,500万円

厚木に宿泊した方に、観光協会会員店舗で利用できる1,000円分のクーポン券を5万部配布

あつぎ飲食店応援電子商品券の流れ



観光復興支援事業の概要 「あつ得キャンペーン2」

予算額 6500万円

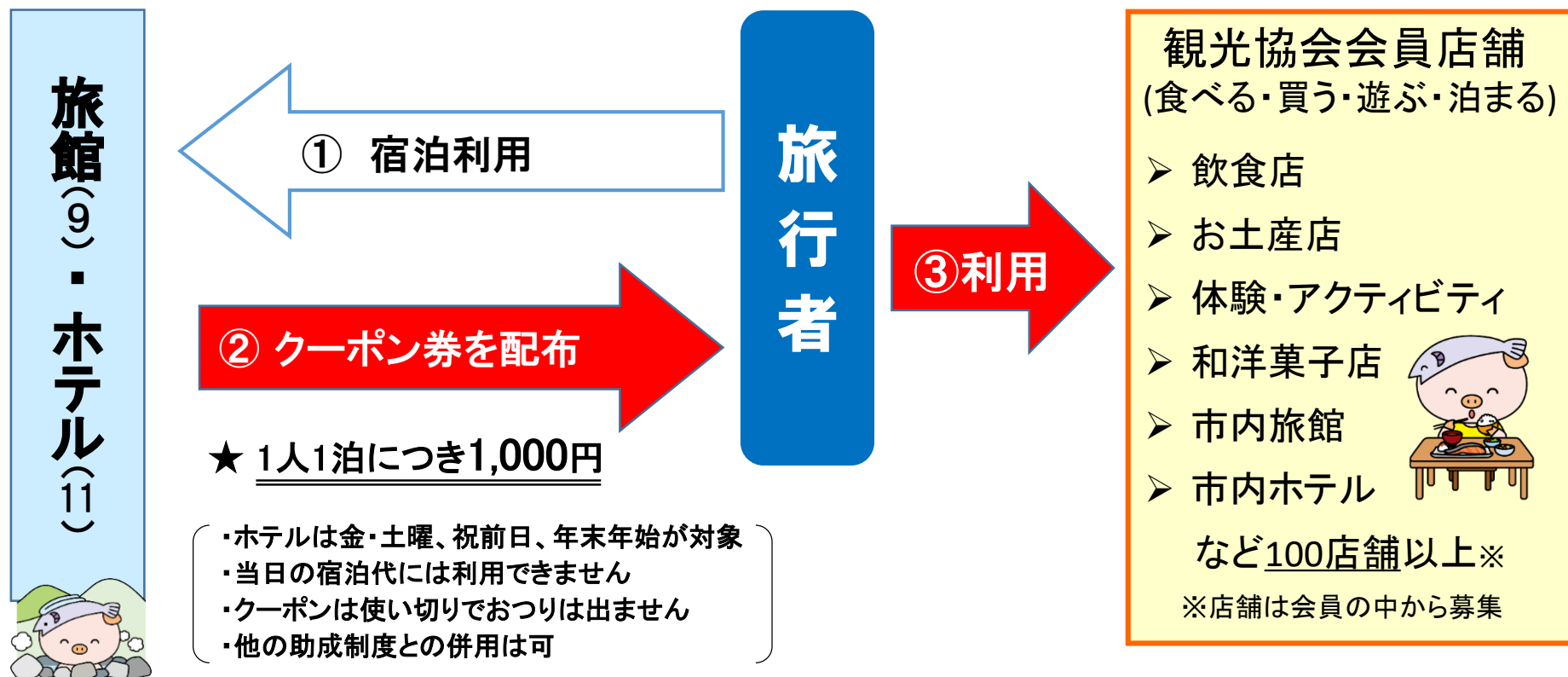
市内の宿泊施設を利用された旅行者を対象に、観光協会会員店舗で利用できるクーポン券（1人1泊につき1000円分）を進呈。観光消費を促すキャンペーンを実施します。

《期間》令和3（2021）年12月～4（2022）年3月

《配布枚数》50,000枚（5千万円分） ※無くなり次第、終了

《対象施設》配布＝協会加入の旅館・ホテル20施設／利用＝協会加入店舗（応募制）

《実施主体》一般社団法人 厚木市観光協会



新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の解除を受け、市内中小企業が1日も早くコロナ禍以前の経営状況に戻るための支援と、特に大きな影響を受けた飲食・観光業の消費喚起を促すための支援を合わせて実施します。

1 あつぎ中小企業応援交付金第5弾

事業費：2億5,750万円

- (1) 内容 顧客の呼び戻し、アルバイトの雇用、広告宣伝費等、正常化に向け事業を展開することを支援する。
- (2) 支給要件 令和3年8月若しくは9月の売上げが、前年同月と比較し、15%以上減少している事業者
- (3) 補助額 上限**10万円**（ただし、減少額が10万円未満の場合は、その減少額）
※千円未満の端数は切捨て
- (4) 対象 厚木市内の中小企業者等 2,500事業所
※複数店舗を営んでいる場合は、店舗ごとに対象となります。

2 あつぎ飲食店応援電子商品券事業

事業費：1億8,500万円

- (1) 内容 市内の飲食店で使用できるプレミアム付電子商品券を発行し、コロナの影響を大きく受けた飲食業を支援
- (2) 実施期間 令和3年12月～2月（予定）
（申し込み・抽選）12月1日～10日、（購入）12月19日まで、
（使用可能）12月20日～2月28日 ※2次販売も想定
- (3) 商品券 発行7万セット販売（3億5千万円分） 抽選販売（1人5セットまで購入可）
1セット5,000円分を3,000円で販売 【プレミアム率66.7%】
- (4) 利用先 飲食店（応募制、想定数は400店舗）
- (5) 購入方法 クレジットカード決済・コンビニ決済
- (6) 交付金 厚木市商店会連合会に交付

3 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金

事業費：333万3千円

- (1) 内容 神奈川県が補助する商店街等プレミアム商品券支援事業（3/4補助）を活用して事業を行う商店会等に対し、県に上乗せして支援する。
- (2) 補助率 県補助率3/4に対する1/4分を上乗せ補助
- ※県補助金 補助対象経費の3/4以内（千円未満切捨て）
上限200万円 2回まで実施可
（複数で実施する場合は200万円×商店会数で最大500万円）
対象経費はプレミアム分と商品券発行印刷費のみ
- (3) 利用想定 5商店会

【参考】令和3年度神奈川県商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金

①補助対象者

- 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する商店街の事業協同組合
- 1に掲げる以外の法人化された商店街団体
- 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの
- 地域商業の活性化に貢献し、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの
- 商店街(会)団体が主たる構成員となっている実行委員会であって、規約等により代表者の定めがあるもの
- 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所等

②補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等がプレミアム商品券を発行する事業
・プレミアム商品券のプレミアム(割増)分 ・プレミアム商品券発行に係る印刷費(ポスター・チラシ等は対象外)

③支援内容

- (1) 補助率 補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)の4分の3以内
※算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。
- (2) 補助額の上限及び下限(1回の交付申請当たり) 1商店街当たり 上限200万円 下限15万円
(近接する複数の商店街団体等と連携して実施する場合200万円×商店街数(最大500万円))
- (3) 補助金交付の回数 2回まで補助金交付可能(ただし、プレミアム商品券の使用期間が重複しないこと。)

4 観光復興支援事業交付金

事業費：6,500万円

- (1) 内容 観光協会の会員である市内の宿泊施設を利用された観光客に対し、市内の同協会会員店舗で利用できるクーポン券(紙)を進呈する。
- (2) 実施期間 令和3年12月～3月
- (3) クーポン券 宿泊者5万人に配布(5千万円分)
- 旅館 宿泊者1人に1枚(1,000円分)を配布
 - ホテル 金・土曜、祝前日等の宿泊者1人に1枚(1,000円分)を配布
- ※クーポン券は無くなり次第、終了
- (4) 利用先 市内観光協会会員店舗(応募制・想定数は150店舗)